

令和 5 年 10 月 27 日

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
社会福祉法人さくらゆき 行動計画

両立支援制度を充実させ、女性職員が就業を継続し活躍でき、すべての職員が個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 11 月 1 日～ 令和 10 年 10 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標① ・ハイエイジ、ミドルエイジ、ヤングエイジ、それぞれの年齢層の女性がその世代ならではの活躍ができる環境の整備し、**年間 1 名以上の常勤登用を行う。**

＜取り組み内容＞

- 令和 5 年 11 月～ライフイベントと仕事に関する意識調査の実施
 - 令和 6 年 10 月～仕事と家庭の両立支援を促進するため業務効率化の徹底
 - 令和 7 年 10 月～ライフステージに応じた支援制度の更なる拡大を検討する
 - 令和 8 年 10 月～女性のためのキャリア形成支援策を検討する
 - 令和 9 年 10 月～個別面談を行い、昇進検討や職種、配置の見直しを行う
 - 随時 ・事業間や職種の異動も含め、今までの人生で培った経験を活かし、より輝きながら長く活躍できる働き方を検討する。
- ・非常勤職員を年間 1 名以上常勤に登用する。**

目標② ・育児休業または子の看護休暇の取得促進を図る。

＜取り組み内容＞

- 令和 5 年 11 月～育児休暇及び子の看護休暇取得促進のためのチラシを作成し周知する。
- 令和 6 年 10 月～仕事と子育ての両立支援を促進するため業務効率化の徹底
- 令和 7 年 10 月～制度に関する説明会を開催し、取得しやすい環境をつくる
- 令和 8 年 10 月～相談窓口を設置し、周知する
- 令和 9 年 10 月～育児・介護休暇の規定の改訂を検討する
- 随時 ・育児休業取得希望者または育児介護休業制度の説明希望者に対して個別相談説明会を実施する。